

IV. 不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録(約6.9万件)の抽出に用いた3条件のうち2条件のみ又は1条件のみに該当する記録のサンプル調査の結果について

不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録(約 6.9 万件)の抽出に用いた 3 条件のうち 2 条件のみ又は 1 条件のみに該当する記録のサンプル調査の結果について

1. 調査の趣旨

不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録(約 6.9 万件)の抽出に用いた下記の 3 条件のうち、2 条件のみ又は 1 条件のみに該当する事案について、サンプル調査を行い、その結果を更なる記録回復方策についての検討のための資料とする。

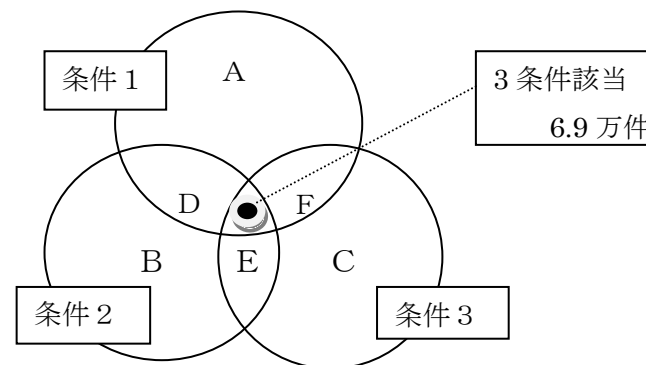
※3 条件

- ・ 条件 1 : 標準報酬月額引下げ処理と同日または翌日に資格喪失処理が行われている。
- ・ 条件 2 : 5 等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ・ 条件 3 : 6 か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

2. 調査対象

該当記録を 2 条件のみ該当及び 1 条件のみ該当の 6 つのカテゴリ A ~ F に分けそれぞれ 500 件、合計 3,000 件のサンプルを抽出。(死亡が確認されている者の記録を除く。)

- A : 条件 1 のみを満たす。
- B : 条件 2 のみを満たす。
- C : 条件 3 のみを満たす。
- D : 条件 1 及び 2 の 2 条件のみを満たす。
- E : 条件 2 及び 3 の 2 条件のみを満たす。
- F : 条件 1 及び 3 の 2 条件のみを満たす。



3. 調査方法

- ・ 本人の居住地管轄年金事務所において実施。
- ・ 年金事務所職員が、本人の自宅等を訪問して面談調査を行う。

(質問事項は、標準報酬月額の遡及訂正が当時の給与の実態と合っていたかどうか、遡及訂正が行われた事情・経緯など。)

・ 調査対象者により記録回復の申立てが行われている場合や、ねんきん定期便等への回答を通じて同様の調査が既に行われている場合などにおいては、その内容を調査に活用する。

4. 調査結果

(1) 調査対象合計 3, 000 件の状況 (A～F のカテゴリ別の状況は、次頁表 1 参照)

① 調査対象者に対して面談調査を行った	1,731 件	
② 年金事務所段階における記録回復が行われている	2 件	} 「年金記録が事実と相違あり」 かつ「記録回復申立ての意志あり」との回答があったもの として整理
③ 第三者委員会のあっせんに基づく記録回復が行われている	4 件	
④ 第三者委員会に申立てが行われている	6 件	
⑤ ねんきん定期便等への回答を通じて同様の調査が既に行われている	3 件	
⑥ ねんきん定期便等に対して、「もれ」・「誤り」がない旨の回答が提出されている	375 件	
⑦ 記録訂正の状況や残されている書類から適正な処理であると考えられる (内訳)	65 件	
・年金記録の標準報酬月額以外の部分(性別など)を訂正するために一旦 (ある時点以降の)記録を全て取り消して、訂正後再度入力し直すという 処理を行ったため、コンピュータ上、標準報酬月額の遡及訂正処理として 認識されたケース(別添参照).....	48 件	
・会計検査院の調査により届書もれを指摘され事業主から遡及した届出を提 出させ訂正処理を行ったもの.....	11 件	
・その他.....	6 件	
⑧ 調査対象者の住所が不明	187 件	
⑨ 調査対象者が死亡	29 件	
⑩ 調査対象者の入院などにより面談が困難	42 件	
⑪ 戸別訪問を繰り返し試みたが調査対象者が不在	348 件	
⑫ 調査に応じていただけなかった	192 件	
⑬ その他の事情により面談が困難(ご本人が長期不在等)	16 件	

➡ 調査結果の集計対象件数: 2, 186 件 (上記①～⑦の合計)

うち 1 条件のみ該当ケース (A～C): 1, 131 件、2 条件のみ該当ケース (D～F): 1, 055 件

【表 1】 調査対象合計3,000件のカテゴリ別の状況

(単位:件)

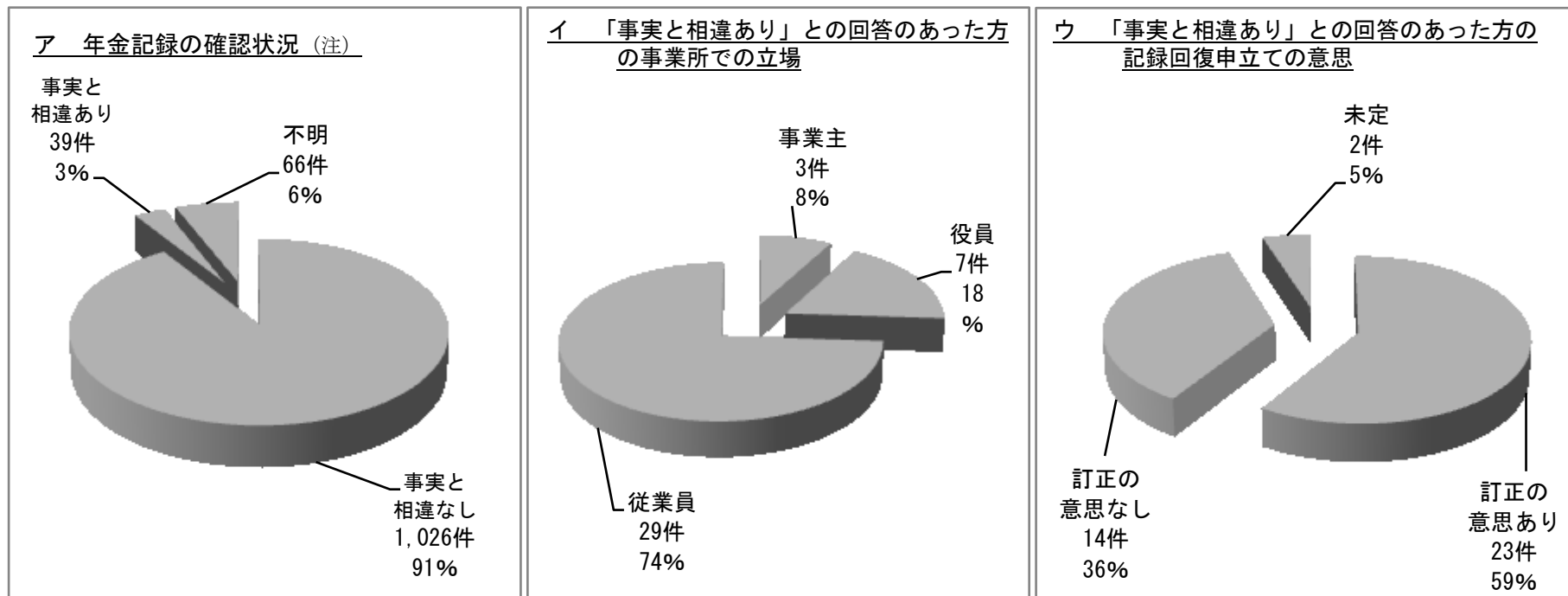
	1条件のみ該当ケース			2条件のみ該当ケース			合計
	A	B	C	D	E	F	
①	299	302	291	289	289	261	1731
②	0	0	0	0	0	2	2
③	0	0	0	1	1	2	4
④	0	0	1	1	2	2	6
⑤	0	0	0	2	1	0	3
⑥	64	77	81	40	60	53	375
⑦	4	4	8	0	1	48	65
⑧	30	30	16	46	32	33	187
⑨	6	3	3	6	7	4	29
⑩	2	7	7	9	11	6	42
⑪	63	48	62	68	53	54	348
⑫	31	27	29	35	39	31	192
⑬	1	2	2	3	4	4	16
合計	500	500	500	500	500	500	3000
うち①～⑦の合計	367	383	381	333	354	368	2186
同上	1131			1055			2186

- ① 調査対象者に対して面談調査を行った
- ② 年金事務所段階における記録回復が行われている
- ③ 第三者委員会のあっせんに基づく記録回復が行われている
- ④ 第三者委員会に申立てが行われている
- ⑤ ねんきん定期便等への回答を通じて同様の調査が既に行われている
- ⑥ ねんきん定期便等に対して、「もれ」・「誤り」がない旨の回答が提出されている
- ⑦ 記録訂正の状況や残されている書類から適正な処理であると考えられる
- ⑧ 調査対象者の住所が不明
- ⑨ 調査対象者が死亡
- ⑩ 調査対象者の入院などにより面談が困難
- ⑪ 戸別訪問を繰り返し試みたが調査対象者が不在
- ⑫ 調査に応じていただけなかった
- ⑬ その他の事情により面談が困難(ご本人が長期不在等)

(2) 回答状況

① 1条件のみ該当ケース (A～C)

集計対象 1, 131件についての、回答の状況は以下のとおり (A～Cのカテゴリ別の状況は、表2及び3参照)。



(注)「事実と相違なし」とは、「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」及び「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、いずれも、「はい」又は「たぶんそうだと思う」との回答があったもの。「事実と相違あり」とは、「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」又は「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、少なくとも一つに、「たぶん違うと思う」又は「いいえ」との回答があったもの。「不明」とは、それら以外の回答があったもの。

エ 年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方：1件 (0.1%)
(B・1件)

・うち、具体性のある内容の回答をされた方 (※)：0件

※「具体性のある内容の回答」とは、職員が特定でき、関与の内容が具体的に示されているものをいう。

【表 2】 年金記録の確認状況等（1条件のみ該当ケース）

①調査対象件数		②集計対象件数 (②/①)		年金記録の確認状況						「事実と相違あり」との回答のあった方の 記録回復申立ての意思					
				③事実と相違なし (③/②)		④事実と相違あり (④/②)		⑤不明 (⑤/②)		⑥あり (⑥/④)		⑦なし (⑦/④)		⑧未定 (⑧/④)	
A	500	367	73%	324	88%	14	4%	29	8%	8	57%	6	43%	0	0%
B	500	383	77%	353	92%	14	4%	16	4%	7	50%	5	36%	2	14%
C	500	381	76%	349	92%	11	3%	21	6%	8	73%	3	27%	0	0%
計	1,500	1,131	75%	1,026	91%	39	3%	66	6%	23	59%	14	36%	2	5%

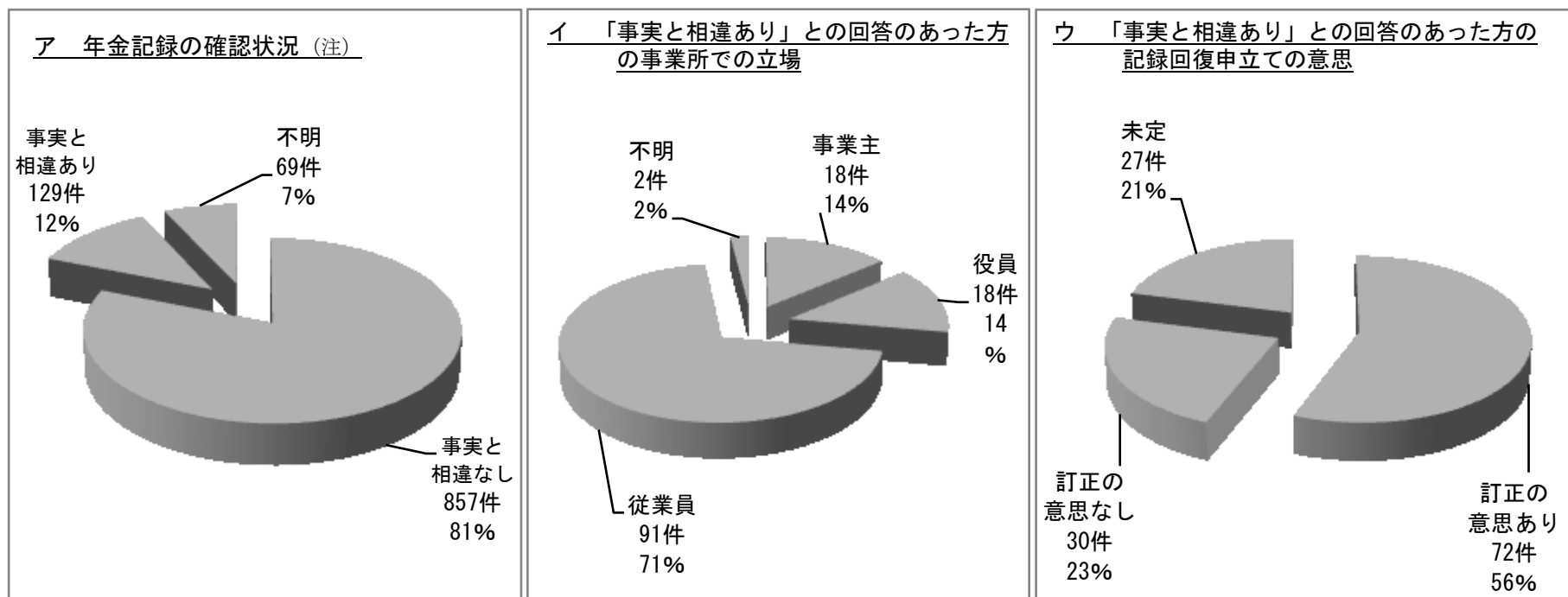
【表 3】 事業所での立場（1条件のみ該当ケース）

	集計対象件数全体										「事実と相違あり」と回答した者									
	事業主		役員		従業員		不明		計		事業主		役員		従業員		不明		計	
A	5	1%	14	4%	279	76%	69	19%	367	100%	0	0%	2	14%	12	86%	0	0%	14	100%
B	81	21%	72	19%	148	39%	82	21%	383	100%	3	21%	3	21%	8	58%	0	0%	14	100%
C	23	6%	28	7%	239	63%	91	24%	381	100%	0	0%	2	18%	9	82%	0	0%	11	100%
計	109	10%	114	10%	666	59%	242	21%	1,131	100%	3	8%	7	18%	29	74%	0	0%	39	100%

	「事実と相違あり」かつ「記録回復申立ての意志あり」と回答した者										「事実と相違あり」かつ「記録回復申立ての意志なし」と回答した者									
	事業主		役員		従業員		不明		計		事業主		役員		従業員		不明		計	
A	0	0%	0	0%	8	100%	0	0%	8	100%	0	0%	2	33%	4	67%	0	0%	6	100%
B	0	0%	2	29%	5	71%	0	0%	7	100%	1	20%	1	20%	3	60%	0	0%	5	100%
C	0	0%	1	13%	7	87%	0	0%	8	100%	0	0%	1	33%	2	67%	0	0%	3	100%
計	0	0%	3	13%	20	87%	0	0%	23	100%	1	7%	4	29%	9	62%	0	0%	14	100%

② 2条件のみ該当ケース（D～F）

集計対象1, 055件についての、回答の状況は以下のとおり（D～Fのカテゴリ別の状況は、表4及び5参照）。



（注）「事実と相違なし」とは、「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」及び「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、いずれも、「はい」又は「たぶんそうだと思う」との回答があったもの。「事実と相違あり」とは、「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」又は「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、少なくとも一つに、「たぶん違うと思う」又は「いいえ」との回答があったもの。「不明」とは、それら以外の回答があったもの。

エ 年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方： 11件（1.0%）
（D…5件、E…6件）

- ・うち、具体性のある内容の回答をされた方（※）： 1件（0.1%）
（D…1件）

※「具体性のある内容の回答」とは、職員が特定でき、関与の内容が具体的に示されているものをいう。

【表 4】 年金記録の確認状況等（2条件のみ該当ケース）

①調査対象件数	②集計対象件数 (②/①)		年金記録の確認状況							「事実と相違あり」との回答のあった方の 記録回復申立ての意思					
			③事実と相違なし (③/②)		④事実と相違あり (④/②)		⑤不明 (⑤/②)		⑥あり (⑥/④)		⑦なし (⑦/④)		⑧未定 (⑧/④)		
D	500	333	67%	256	77%	57	17%	20	6%	26	46%	18	32%	13	23%
E	500	354	71%	303	86%	38	11%	13	4%	22	58%	8	21%	8	21%
F	500	368	74%	298	81%	34	9%	36	10%	24	71%	4	12%	6	18%
計	1,500	1,055	70%	857	81%	129	12%	69	7%	72	56%	30	23%	27	21%